

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成25年4月1日

矢祭町事業課

現場代理人については、矢祭町工事請負契約約款第10条第2項の規定により、工事現場ごとに常駐を義務付けているところですが、災害復旧に係る工事件数の増加が見込まれることが予想されることから、現場代理人の兼務を認める運用を実施します。

なお、主任技術者の専任制等、建設業法の規定は従前どおり適用されますのでご注意願います。

1 緩和対象工事

本町が発注する工事で請負契約金額が2,500万円未満の工事を対象とします。

(ただし、工事担当課において、設計図書の特記仕様書に現場代理人の常駐義務緩和の対象としない旨の記載がある場合、及び工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には、請負代金が2,500万円未満であっても兼務を認めない場合があります。)

2 緩和の件数

兼務できる工事件数は、3件までとします。

(なお、変更契約により契約金額が2,500万円以上となった場合には、建設業法により主任技術者はその現場に専任しなければならなくなりますので、現場代理人が主任技術者を兼務しているときにはご注意ください。)

3 提出書類

常駐義務緩和を希望する場合には、別紙「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」により契約後改めて承認を得ることが必要になります。

また、その際に連絡体制表を提出してください。

4 適用期間

平成25年4月1日以降に起工又は指名通知を行う工事から適用します。

5 問題が生じた場合の措置

緩和を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとします。

6 留意事項

(1) 現場代理人は、不在となる工事現場において、現場の管理運営できる責任者を指定し、

必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

- (2) 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。
- (3) 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに緩和の承認を取り消すものとする。また、承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。